

令和 2年 5月 8日

定時制生徒、保護者各位

埼玉県立飯能高等学校長

## 修学奨励費貸与希望者の募集について

埼玉県教育委員会では、修学奨励費の貸与希望者を募集しています。ご希望の方は、申請書を本校ホームページもしくは事務室窓口で申請用紙を受け取り、**6月19日(金)までに提出**してください。

募集人数は限りがあります。申請しても審査により受けられない場合がありますのでご了承ください。

### 記

1. 修学奨励費とは 働きながら定時制高校に通学する方に、学費の一部を貸与する奨学金です。

2. 貸与金額 168,000円 (月14,000円×12か月) ※1年ごとに再申請する

3. 申請するための条件

- ① 経済的理由により著しく修学が困難であって、所得要件を満たしている者
  - ・生徒本人の年間収入見込額が279万円以下
  - ・親の扶養に入っている場合、親の収入額が一定額以下(世帯ごとの所得税額によって異なります)
- ② 経常的収入を得る職業に従事している者
  - ・生徒本人が6か月以上(※)週4日以上、1日4時間以上の仕事をしていること。  
(※令和元年10月から6か月以上。新1年生で昨年度中学生だった方は、4月以降6か月以上仕事をする見込みがあること。)
- ③ 埼玉県高等学校等奨学金及び独立行政法人日本学生支援機構(旧 日本育英会)の奨学金を受けていないこと。

4. 申請方法

以下の書類を記入して提出する。(書類はホームページからダウンロードして印刷するか、事務室窓口で受け取ってください)

- ① 貸与申請書
- ② 所得等に関する調書
- ③ 保証書(連帯保証人の印鑑証明書を添付) **※保証人が記入**
- ④ 生徒の「令和2年分の給与支払見込み額の証明書」 **※勤務先が記入**
- ⑤ 生徒の令和元年分の源泉徴収票又は確定申告書の控え
- ⑥ 扶養者の「令和2年分の給与支払見込み額の証明書」 **※勤務先が記入**
- ⑦ 扶養者の令和元年分の源泉徴収票又は確定申告書の控え

5. 貸与期間、返還について

貸与期間は最大4年間です。高校を卒業すれば返還は免除となります。  
退学した場合はその時点で全額返還することになります。決められた期限までに返還されない場合は、延滞金も支払わなければなりません。  
支払えない場合、連帯保証人が返還することになります。

6. 申請期限

**6月19日(金) 提出期限**

※用紙はホームページからダウンロードして印刷するか、事務室窓口で受け取ってください。

担当 事務室 押井 新井 電話 042-973-4191
------------------------------------

令和2年 5月 1日

## 修学奨励費の貸与について

### 1 貸与の目的

修学奨励費貸与事業は、定時制及び通信制の課程に在学する勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を図ることを目的としています。

### 2 貸与の条件

次の条件を全て満たしていることが必要です。（⑤は通信制、⑥は単位制のみ）

- ① 埼玉県内の高等学校の定時制、通信制または単位制の課程に在学していること。
- ② 経済的理由により著しく修学が困難であって、所得要件を満たしている者
- ③ 経常的収入を得る職業に従事している者
- ④ 埼玉県高等学校等奨学金及び独立行政法人日本学生支援機構（旧 日本育英会）の奨学金を受けていないこと。
- ⑤ 通信制課程（単位制による課程であるものを除く。）に在学する場合は、在学する高等学校における所定の各教科に属する科目及び特別活動を4年間で履修する学習計画を有すること。
- ⑥ 単位制課程に在学している場合は、4年以内で卒業できる学習計画があり、年間18単位以上履修していること。

### 3 貸与の方法

提出していただいた申請書等の書類を審査の上、被貸与者を決定します。貸与決定者には学校を通じて『貸与決定通知書』をお渡しします。

また、従来は貸与決定後に保証書を提出していただきましたが、申請時に連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で保証能力のある人でなければなりません。なお、修学奨励費は本人名義の口座に振り込まれますので、あらかじめ各種金融機関に自分名義の口座が必要です。

### 4 貸与の打ち切り・休止

「2 貸与の条件」にある条件を一つでも満たさなくなった場合は、その時点で貸与

を打ち切ります。特に、仕事をやめた場合は、すみやかに学校に連絡してください。

また、休学したり長期欠席した場合は、貸与を休止します。

## 5 貸与期間満了後の手続き

### ①翌年度も貸与を希望する場合

今年度と同じように、書類を提出していただきます。したがって、源泉徴収票や  
給与明細等が必要になりますので、大切に保管しておいてください。

### ②翌年度は貸与の条件を満たさなくなったため、貸与申請できない場合

高等学校の定時制、通信制又は単位制に在学している間は、修学奨励費の返還が  
猶予されます。翌年5月頃、『返還猶予申請書』等の書類を提出していただきます。

### ③卒業する場合

高等学校の定時制、通信制又は単位制の課程を卒業すれば、修学奨励費の返還が  
免除されます。卒業した後、『返還免除申請書』等の書類を提出していただきます。

## 6 退学した時など

貸与された全額を返還することになります。決められた期限までに返還されない場合  
は、年率10.95%の延滞金も支払わなければなりません。

また、本人が支払わない時は、連帯保証人が返還することになります。

この他、不明な点がありましたら、在学している学校または埼玉県教育委員会までお  
問い合わせください。

### <埼玉県教育委員会の窓口>

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 総務・振興助成担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-6765